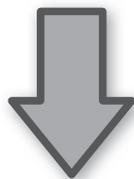


平成29年7月まで(変更前)

適用区分	自己負担限度額(ひと月の上限額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降
現役並み 所得者	44,400円	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
一般	12,000円	44,400円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	15,000円



平成29年8月から(変更後)

適用区分	自己負担限度額(ひと月の上限額)		
	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降
現役並み 所得者	<b>57,600円</b>	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
一般	<b>14,000円 (年間上限 144,000円)</b>	<b>57,600円</b>	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	15,000円

すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間で世代間の公平がはかれるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります。みなさまのご理解をお願いします。

**高額療養費制度とは：**  
ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。この上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。

**70歳以上のみなさまへ…  
8月から高額療養費の上限額が変わります**

町民課 国民健康保険係・医療年金係

☎内線  
2115  
2116

**(補足)**

- ・現役並み所得者とは、同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方で収入の合計が、2人以上で520万円以上、1人で383万円以上の方。
- ・一般とは、現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰに該当しない方。
- ・低所得者Ⅱとは、町県民税非課税の世帯に属し、低所得者Ⅰに該当しない方。
- ・低所得者Ⅰとは、町県民税非課税の世帯で、その世帯の各所得(年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円になる方。
- ・過去12ヶ月以内に「外来+入院」の限度額を超えたことが4回以上ある場合は4回目以降の金額になります。

